

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十四号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和五年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和七年二月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

出 産 品		出 産 品	
別表第2 (第2条関係)		別表第2 (第2条関係)	
物の種類	令第18条第3号の含有量(重量パーセント)	物の種類	令第18条第3号の含有量(重量パーセント)
(略)	(略)	(略)	(略)
ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	0.1パーセント 上	ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	1パーセント
(略)	(略)	(略)	(略)
ジニトロフェノール (2, 4-ジニトロフェノールを除く。)	(略)	ジニトロフェノール (2, 4-ジニトロフェノールを除く。)	(略)
ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカップ) (2, 4-ジニトロロ-6-(オクタン-2-イル)フェニル=(E)-2-ブテノアート (別名メプチルジノカップ)に限る。)	1パーセント	(新設)	(新設)
ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカップ) (2, 4-ジニトロロ-6-(オクタン-2-イル)フェニル=(E)-2-ブテノアート (別名メプチルジノカップ)に限る。)	0.1パーセント 上	(新設)	(新設)
ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカップ) (2, 4-ジニトロロ	0.3パーセント 上	(新設)	(新設)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	ダイオキシシン類 (2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシシンに限る。)	0.1パーセント 上
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	ダイオキシシン類 (合別表第3第1号3に掲げるもの及び2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシシンを除く。)	0.3パーセント 上
ドデシルフェノール (直鎖型及び分枝型のもの) (インドデシルフェノールに限る。)	1パーセント	1パーセント	1パーセント	(新設)	(新設)
ドデシルフェノール (直鎖型及び分枝型のもの) (インドデシルフェノールを除く。)	0.3パーセント 上	0.3パーセント 上	0.1パーセント 上	(新設)	(新設)
トリクロロエタン (1, 1, 1-トリクロロエタンに限る。)	(略)	(略)	(略)	トリクロロエタン (1, 1, 1-トリクロロエタンに限る。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
トルイジン	(略)	(略)	(略)	トルイジン	(略)
ニトリロ三酢酸三ナトリウム及びその一水和物 (ニトリロ三酢酸三ナトリウム一水和物	0.1パーセント 上	0.1パーセント 上	0.1パーセント 上	(新設)	(新設)

チルジノカッツ) が含有されているものを含む。